

西条市農業委員会 令和2年度 第12回総会 議事録

1. 日 時 令和3年3月5日(金) 午後2時00分から午後2時33分

2. 場 所 西条市中央公民館 多目的ホール

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.8%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	12番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	越智 一志	10番	長谷川孝師	20番 越智 栄二
	2番	明比 典正	11番	栗田 房信	21番 越智 信仁
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	22番 戸田 博明
	4番	一色 達夫	14番	山田 好一	23番 真鍋 美鈴
	5番	高橋 豊重	15番	村上 繁敏	24番 高橋 忠親
	6番	西原 昇	16番	武田 喜義	
	7番	高木キクミ	18番	青野 武	
	9番	井上 雅貴	19番	曾我 照一	

○欠席者氏名

17番 伊藤 健一

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	篠森 均	22番	永井 和俊
	2番	一色 信之	12番	森田 忠茂	23番	山内 信政
	3番	石川 孝幸	13番	一色 和成	24番	大西 宗次郎
	4番	加藤 武司	15番	武田 義臣	25番	佐々木 則幸
	5番	伊藤 正夫	16番	鈴木 伸二	26番	越智 勝邦
	6番	伊藤 龍二	17番	垂水 久明	27番	玉井 隆志
	7番	日野 哲也	18番	山内 強	28番	桑原 俊樹
	8番	宮武 恭宏	19番	黒川 俊彰	30番	今井 文雄
	9番	岡本 省三	20番	高橋 正		
	10番	安藤 英利	21番	高橋 寿夫		

○欠席者氏名

14番 武方 謙一 29番 曾我 敏数

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 青野栄一 東予分室長 松木 淳

事務局次長 田口剛洋

事務局主査 渡邊龍也 事務局副主査 越智史郎

7. 議事内容

事務局 ただ今から、令和2年度 第12回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

【会長挨拶】

事務局 それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議長 それでは、ただ今から、令和2年度 第12回西条市農業委員会総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。
曾我照一委員、越智栄二委員の両委員にお願いいたします。
欠席届が農業委員の17番 伊藤健一委員、
推進委員の14番 武方謙一委員、29番 曾我敏数委員から出

ております。ただいまの出席農業委員数は、23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。書記については、事務局の渡邊、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。よろしく申し上げます。

4ページをお願いいたします。

179号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

180号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

181号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、使用貸借権の設定を受けようとする申請であります。

182号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

183号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

184号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、賃借権の移転を受けようとする申請であります。

185号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

186号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

187号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

188号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

189号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

190号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

191号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

192号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

193号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

194号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

195号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇博氏から、贈与を受けようとする申請であります。

以上、17件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、17件であります、179号から順次ご意見を伺いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

地区委員 179号 問題ありません。
180号 問題ありません。
181号、182号 問題ありません。
183号、184号 問題ありません。
185号 問題ありません。
186号 問題ありません。
187号、188号 問題ありません。
189号、190号、191号 問題ありません。
192号、193号、194号 問題ありません。
195号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでもありますので、以上17件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議 長 次に、8ページ、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申

請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

9ページをお願いします。

23号は、〇〇の〇〇氏が、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

24号は、〇〇の〇〇氏が、農家住宅及び農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。

本件は、農地法の手続きをせず、既に農家住宅及び農業用倉庫が建設されており、農地法違反を是正するものでございます。申請人は、息子の住宅を建築する計画を立てていたところ、法令違反に気づいたとのことです。申請人からは、「自身の不始末により農地法違反になってしまったことから、今後このような工事をする前には、専門家に相談をして違反の無いようにいたします」との始末書が提出されております。

以上2件、ご審議よろしく願いいたします。

議長

以上、2件であります。23号から順次ご意見・ご意義等を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

地区委員

23号 問題ありません。

24号 問題ありません。

議長

他にご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することといたします。

農地法第5条関係

議長

次に、10ページ、第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。

1 1 ページをお願いいたします。

1 6 4 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

1 6 5 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

1 6 6 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

1 6 7 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

1 6 8 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅及び居住用倉庫を建設しようとする申請でございます。

1 6 9 号は、〇〇の〇〇氏外2名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

1 7 0 号は、〇〇の〇〇氏外1名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

1 7 1 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、ゴミステーションを設置しようとする申請でございます。

1 7 2 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

1 7 3 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、店舗併用住宅を建設しようとする申請でございます。

1 7 4 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

1 7 5 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

1 7 6 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

1 7 7 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

1 7 8 号は、〇〇の〇〇氏外1名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人が実家の空き家を解体した際に、隣接する申請地を畑が宅地のようにしてしまいました。「私の管理が不十分であったことは十分反省しており、二度とこのようなことのないようにいたします」との始末書が提出されております。

1 7 9 号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。前号同様に、始末書が提出されております。

180号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、車庫を建設しようとする申請でございます。

以上17件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 以上、17件であります。164号から順次ご意見・ご異議等を伺いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

地区委員 164号 問題ありません。
165号、166号 問題ありません。
167号 問題ありません。
168号、169号 問題ありません。
170号、171号 問題ありません。
172号 問題ありません。
173号 問題ありません。
174号 問題ありません。
175号、176号 問題ありません。
177号 問題ありません。
178号、179号 問題ありません。
180号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上17件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農用地利用集積計画関係

議長 次に、16ページ、議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 まず、お詫びがございます。議案書63ページの整理番号2の大字が氷見となっておりますが、正しくは氷見西新開ですので、資料の差し替えをお願いします。

18ページをお願いいたします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書19ページから64ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、217件、面積は、**82万5,584.71 m²**となっております。そのうち、所有権移転は、12件、面積は、**39,783 m²**となっております。

続いて、63ページの一括方式農用地利用集積計画についてご説明いたします。

お手元に配布しております資料「愛媛県における農地中間管理事業の流れ」をご覧ください。1ページ目が従来の集積・配分計画による方式で、2ページ目が集積計画のみで設定可能となった一括方式の流れとなっております。農地中間管理事業の推進に関する法律が改正され、令和元年11月1日に施行されておまして、中間管理事業の手続きが簡素化されております。農地中間管理機構を通じた担い手への転貸手法が簡素化された手続きを農地利用集積計画一括方式と呼んでおります。資料1ページのとおり、従来は、農地中間管理機構の手続きについては、借入れや転貸については、市の集積計画と中間管理機構の配分計画が必要であったため、手続きが煩雑で、時間がかかっておりました。資料2ページのとおり、現場の実態を踏まえ、出し手と受け手のマッチングが整っている場合は、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みが創設されております。配分計画が無くなり、集積計画で一括して権利設定を行うことができ、1つの集積計画で、出し手から農地中間管理機構、農地中間管理機構から受け手の貸借という2つの貸借を一括で設定可能となっております。農業委員会の決定後、集積計画の公告という、通常の集積計画と同様の手続きで完了する形でございます。従来方式は機構へ書類提出してから貸借設定まで85日程度の日数を要しておりましたが、一括方式になりますと70日程度で設定可能となります。貸借設定までの期間が2週間程度短縮されることとなります。今月は、市の農水振興課が、この「集積計画一括方式」を選択してきましたので、これまでご審議していただいていた「農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」の議案はなく、当該4号議案の「農用地利用集積計画に対する意見の決定について」の中で審議していただくこととなります。これまでは、議案が異なるためにページをまたがって説明しておりましたが、1つのページで説明ができるようになっております。

なお、貸借設定後に農地中間管理機構の転貸先を変更する場合や、基盤整備などをきっかけに、複数の出し手（10名）が、1つの集落営農法人に転貸する場合は、従来方式の手続き、配分計画で行う必要がございます。一括方式は相对の場合のみとなります。以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 19ページの申請番号3753号・3754号及び4429号は新規就農者であり、2名について面接を行いましたので、地区委員から報告をお願いします。

まず、山田好一委員よろしくお願いたします。

山田好一委員 今回の新規就農希望者につきまして2月19日に東予総合支所において面接を行いました。面接を行ったのは、渡邊職務代理、川上委員、武田委員及び私、山田です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、19才であります。〇〇氏は、子どものころから農家である祖父の手伝いをしていました。祖父の体調が悪くなったため、農業を継ぐことを決意し、2年ほど前から祖父から指導をうけ、農業はじめました。今回、〇〇と〇〇の農地、7,964㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。栽培する作目は、水稻です。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議 長 続きまして、曾我照一委員からお願いします。

曾我照一委員 今回の新規就農希望者につきまして2月19日に丹原総合支所において面接を行いました。面接を行ったのは、渡邊職務代理及び私、曾我です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、45才であります。〇〇氏は、畜産業をしている夫の手伝いをしながら、農業をしたいと思い、JA周桑で2年間研修を受けました。研修を終え、今回、〇〇の農地、1,689㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。栽培する作目は、研修中に栽培したアムスメロンです。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議 長 2名の新規就農の面接をされました委員の皆様ありがとうございます。
ました。
委員の皆さん、ご意見・ご意義等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、
以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議 長 次に、65ページ、報告承認案件について、事務局から報告いた
します。

それでは、ご報告させていただきます。

令和3年1月16日から、令和3年2月15日までの受付期間中
に、農地法第18条第6項、解約通知を146件、農地法第3条の
取消願を1件、農地法施行規則第29条第1号届出を1件 受理い
たしました。

ご了承をお願いいたします。

議 長 何かご意見等、ございませんでしょうか。
無いようですので、以上で報告承認案件を終了いたします。
以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。
この際に、他に何かございませんか。
無いようですので、以上で総会を閉じます。
慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和3年3月5日 午後2時33分